

役員等報酬規程

社会福祉法人 神美会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 神美会の法人業務に伴う評議員（定款第9条）及び役員（定款第23条）に基づき、役員等の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

(業務の種類)

第3条 費用弁償を支給する業務は次の各号に定めるところによる。

- (1) 評議員会への出席
- (2) 監事による監事監査指導
- (3) 理事会への出席
- (4) 行政機関による監査の立会
- (5) 役員等の研修会への参加及び他の施設の視察業務
- (6) 借入金の申請及び返済に伴う業務
- (7) その他評議員会が必要と認めた業務

(費用弁償)

第4条 前条の日額費用弁償（交通費及び日当を含む）として下表に定める額を支給できるものとする。

2 下表の1日あたりの額は、源泉徴収後の額とする。

業務の種類	1日あたりの額
(1) 評議員会への出席	5,000円
(2) 監事による監事監査指導	15,000円
(3) 理事会への出席	5,000円
(4) 行政機関による監査の立会	5,000円
(5) 役員等研修会への参加及び他の施設の視察業務	10,000円
(6) 借入金の申請及び返済に伴う業務	5,000円
(7) その他評議員会が必要と認めた業務	10,000円

(適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する役員（理事）は、この規程を適用しない。

(改正)

第6条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成25年9月14日から施行する。

この規程は、平成28年12月10日から改定する。

この規程は、平成29年6月23日(定時評議員会の議決日)から施行する。